

記載例2（退職等）一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与または退職手当等からまとめて徴収する場合

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

○異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

提出用	特別徴収	
宛先 みよし市長様 令和 2年 9月 7日提出	所在地又は住所 〒 470-0295 みよし市三好町小坂5 0 番地	特別徴収義務者 指 定 番 号 9010000
「特別徴収」を ○印で囲む	名称又は氏名 (株) 三好	部 署 人事課 給与係
(特別徴収義務者) 給与支払義務者	法人番号又は個人番号(※1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	担 当 者 三好 花子
令和 2年 9月 7日提出	給与天引きの 済月を記入	電 話 0561-32-2111 内(241)
給与所得者(異動者)	特別徴収税額 (年税額)	連絡先
フリガナ ミヨシ タロウ	徴収済税額 6 月分から	特別徴収義務者 指 定 番 号 9010000
氏 名 三好 太郎	未徴収税額 9 月分から	部 署 人事課 給与係
生 年 月 日 S61.10.10 旧姓	8 月分まで	担 当 者 三好 花子
受給者番号 002-1245	(イ)	電 話 0561-32-2111 内(241)
個人番号(※1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	(ウ) = (ア) - (イ)	異動年月日
1月1日現在の住所 みよし市三好町小坂500番地	120,000 円	2 年
異動後の住所 豊田市西町3丁目60番地	30,000 円	8 月
	90,000 円	31 日
		異動事由
		1 退職
		2 転勤
		3 休職
		4 長期欠勤
		5 死亡
		6 税額が給与より大きい
		7 給与の支払が不定期
		8 会社解散
		退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額
		控除社会保険料額
		円
		円

異動前の特別徴収義務者が記入

※この用紙は二枚複写です

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

<p>① 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合</p> <p>新特別徴収義務者</p> <p>所在地住所 フリガナ 名称又は氏名 法人番号 連絡先 部 署 担 当 者 電 話</p> <p>月割額 円を 月分から納入し 日納期分</p> <p>新特別徴収義務者指定番号 新受給者番号</p> <p>特別徴収税額の納入方法 該当する納入方法にしようて下さい</p> <p>納入書使用 納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)</p>	<p>② 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合</p> <p>一括徴収した税額は 9 月分とあわせて納入します。</p> <p>(10 月 10 日納期分)</p> <p>一括徴収の理由 ① 異動が12月31日以前で、申出があったため (9 月 30 日 申出) ② 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため</p> <p>一括徴収税額 ((ウ)の金額) 90,000 円</p> <p>異動者の確認印</p> <p>●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。(退職後出国予定の方は特に御協力をお願いします。)</p>	<p>使用する納入書等の月分を記入</p> <p>一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。</p> <p>1 異動が12月31日 申出がないため</p> <p>2 5月31日までに退職手当の額が未徴収税額以下のため</p> <p>3 死亡による退職のため</p> <p>※1 転勤等により特別徴収を継続する場合は、個人事業主の方の個人番号は記入しないでください。また、異動者の個人番号の記入に関しては、新特別徴収義務者様において記入していただきますようお願いいたします。</p> <p>一括徴収の理由が「1」の場合は、異動者の確認印を押印</p>
--	---	--